令和7年8月12日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年8月12日(火) 14時00分 ~ 14時51分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出
 - 2) 非農地通知について
 - 3)業務報告·予定

出席委員 19名

1番 田 悟 敏 子 11番 渋 谷 達 也 2番 吉 江 秀 一 12番 西 村 一 成 3番 石 丸 正 明 中田栄信 13 番 宮 西 勝 昇 4番 14 番 山本克博 5番 加賀谷 良雄 15 番 大 浦 正 6番 木 村 鉄 雄 16番 福原智子 水上龍二 7番 唐 島 隆 夫 17番 裕 8番 加 藤 18 番 山口 誠一 山 﨑外喜雄 19番 日 光 和 雄 9番 和 田由美子 10番

欠席委員 20番 作 田 昭 一

令和7年8月	12 日農業委員会総会議事録
発 言 者	発 言 事 項
会長	それでは皆さん、時間前ではありますけれども全員お揃いですので、
	ただいまから小矢部市農業委員会8月の総会を開催いたしたいと思いま
	す。
	本来7日の日に行う予定でしたが、大雨ということで避難指示も出た
	地区もあるということで、急遽変更させていただき今日に至った次第で
	あります。当初予定されていたよりも遅れたことを、この場をもってお
	詫びを申し上げます。
	あのときの被害も冠水等、農作物にとってはちょっと心配なところも
	ありますけれども、人命、家屋そのもの等の被害については無かったと
	いうふうに思っておりますが、行政関係、或いは、排水関係と道路、あ
	る一部、土砂崩れ等の報告も聞いております。皆さんの地区ではどうだ
	ったでしょうか。
	昨日から今日にかけてでも、また前回の雨ほど降るのではないかとい
	う予報も出ておりましたけども、どうやらピークも過ぎたようでありま
	すので心配ないかなというふうに思います。
	稲作については、水不足というようなことで非常に心配しておりまし
	たが、この雨で何か少し息を吹き返したのかなというふうに思っており
	ますし、ただ、ちょっと心配なのは、福光の方、いわゆる刀利ダムの方
	が、若干まだ雨量が少ないというようなことで、まだ取水制限等につい
	てはまだ解除になってないと、引き続き節水をお願いしたいというよう
	な情報も入っております。
	そういった中で、もう盆明けぐらいにはもう、早稲の刈り取りが始ま
	るのではないかというほど進んでおります。皆さんも健康に気をつけ
	て、またそれぞれにあたっていただきたいと思います。
	ただいまの出席委員は、19名で定足数、過半数に達しております。
	総会は成立していることをご報告申し上げます。欠席については、作
	田委員さんということで聞いております。
	本日の議事録署名委員を指名いたします。13番の中田委員さんと14
	番の山本委員さんにお願いしたいというふうに思います。
	それでは、本日の付議議案を申し上げます。
	○議案第10号
	「農地法第3条の規定による許可申請について」計3件
	○議案第11号
	「農地法第5条の規定による許可申請について」計4件

	以上、2件の付議議案となっております。
	それでは、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請につい
	て」事務局より説明をお願いします。
* 34 H	業帯第10日「曲地社幣 0.名の担党)として新司由建(z.o.)、マレデ説明
事務局	議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明 します。議案書1ページをご覧下さい。
	しより。 職未責 1
	対象の農地は3筆で、合計面積はOmeとなっております。譲受人がO
	さん、譲渡人が○さんです。位置図については、1ページから4ペー
	ジをご覧ください。
	農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています
	が、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者である
	かどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、
	地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上
	です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の○委員さんより、受
付番号4番について、調査報告をお願いします。	
○○委員	
	申請番号4番、所有権移転、売買ということで、今回譲受人○様、譲
	渡人、○様、申請代理関係で○等から聞き取り調査をさせていただきま
	した。
	譲渡人、〇氏〇歳、現在、体調を崩されて療養中で、今後の農地耕作
	をいろいろと考えられる中で、所有田の一部整理を考えていらっしゃる
	といったところ、近隣の自宅近くの耕作農地に関しては、何とか耕作管
	理を、担い手営農さん含めてできるということなんですが、今回、自宅
	から離れている、位置図、○、○、○の3筆について、困っていらっし
	ゃったところ、旧知の仲である、譲受人、○様○歳から引受ける主旨の
	意思があった為、譲渡するということになったということです。
	○さんは非農家でありますが、当面この3筆の近くの、○さん、○さ
	んの、作付、収穫、機械オペレーター等の、作業委託及び管理指導を仰
	ぎながら、自身とご家族で、水管理、除草等従事し、近隣の農地関係者
	の方に迷惑を掛けないように頑張っていく、農地維持に努めますという
	ことです。
	今年度の作付については、ハトムギ、それと水稲になっているんです

	Ţ
	が、こちらの方は○さんの方で、次年度より○さんの方が自作するとい
	うことで、お話を聞いています。
	今回の申請に関しては6月から申請は出ていたのですが、譲受人の耕
	作の関係で不確定な部分がありまして、担い手関係のお話が進んでいな
	い状況で、事務局等も時間をかけ、今回担い手が決まったので申請にな
	ったということであります。
	以上です。
会長	はい、ありがとうございました。
	ただいまの報告の件、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号4番について質問が無いようですので、続いて、受付番号
	5番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号5番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。
	対象の農地は1筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○
	さん、譲渡人が○さんです。位置図については、5ページから6ペー
	ジをご覧ください。
	農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています
	が、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者である
	かどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、
	地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上
	です。
会長	それでは、○地区担当より、受付番号5番について、調査報告をい
	たします。
会長	調査報告をいたします。
	譲渡人の○さんについてですけれども、地図の6ページ目の、○とい
	うのがあるかと思います。ここがいわゆる自宅の宅地であります。で、
	○というのが宅地の延長で物置が建っております。そして、今回申請と
	なった○番ということで、現状は畑となっております。地目は田ですが
	畑となっております。
	この件に関して言えば、○さんはもう老齢でお子さんもこちらにいな
	いという関係で、奥さんと2人暮らしをしておられましたが、今回自宅
	と、いわゆる母屋と下地も含めて、この○さんに売却するということで、

[
	本人たちは別の施設に入るというようなことで、今回、自宅と一緒に処	
	分されるということで、その庭先の前にあるこの畑についても一緒に、	
	もうこの○さんに買っていただくと、○さんについては確か○だという	
	ふうに聞いておるんですが、そういったようなことでこちらの方へ移住	
	するという形で売買となったということです。	
	○さんの他の農地についてはそのまま本人さん所有し、○が耕作され	
	ておるということで、現行として○さんはこれくらいの分なら畑やっぱ	
	りそのまま続けたいということで、この申請に至ったものであります。	
	住まわれる部分とその家庭菜園的な形での面積だということで、問題	
	はないというふうに見て参りました。	
	以上報告を終わります。	
会長	この件について、ご質問等ございますしょうか。	
会長	無いようですので、受付番号6番について、事務局より説明をお願	
	いします。	
事務局	受付番号6番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。	
	対象の農地は7筆で、合計面積は○m²となっております。譲受人が○	
	さん、譲渡人が○さんです。位置図については、7ページから8ペー	
	ジをご覧ください。	
	農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています	
	が、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者である	
	かどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、	
	地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上	
	です。	
会長	それでは、この件につきまして、埴生地区担当の○委員さんより、	
	受付番号6番について、調査報告をお願いします。	
○○委員	はい、ご報告申し上げます。	
	今ありましたように、先月も同様の申請が出ております。この譲渡人	
	の方に話を聞きました。すると、譲渡人の○さん意向なので、私は別に	
	何も思ってないんです。という話でした。	
	○さんは、全部一度にというよりも、徐々にお渡ししたいという考え	
	があるという話なので、こういうふうに分割したような形で申請をされ	
L		

	ました。 私は、同じ作業をするのに何でこんな分けるのか、委員会で質問が出るかもしれませんよという話をしました。 ただ今回のこれで、多分すべての土地が移譲されることになるので、今後は滅多なことはないという話でありましたので、前回もお話しましたように、もう○さんはこちらにいないということですし、何とかこの承認をご了解いただきたいと思っております。
	以上であります。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	津幡町○と書いてありますが、○、○、○は津幡町の飛地なんですか。
○○委員	この中にあるのは津幡の人が所有している地番です。
○○委員	分かりました。
会長	他にございますでしょうか。
○○委員	図面上、上から見ると、こういう実際の場所もそうだと思いますけど も、決して便利な場所では無さそうです。あまり理解できませんが、相 当な理由があるんだろう。大丈夫なのかなと思って心配です。
〇〇委員	全ての土地を譲渡したいということで、こういうことになったみたいです。
○○委員	渡す人もそうだけど、受取る人もそれなりに何か理由があるのです ね。
○○委員	受取る人の方は妥協しているんじゃないかなと思うけど、譲渡人は売れれば売れただけよいという感じです。譲受人がそれならば渋々買ういうみたいなところがある。金額的に聞いてもあれと思ったけど、全部で〇万円という話です。これで一応全部という話なもので、今後この申請は終わりですねと確認しました。
会長	他にございますでしょうか。

	それでは、議案第10号について、受付番号4番、受付番号5番、受付番号6番の3件につきまして、一括で承認される委員の挙手を求めます。
全委員	≪挙手≫
会長	はい、ありがとうございました。 挙手が過半数を超えておりますので、議案第10号については「異議なし」として、「承認」といたします。 続きまして、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第11号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号4番は、譲渡人が○さんで、譲受人が○です。対象の農地は2筆で合計面積が○㎡となっており、注文分譲住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから10ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第1種農地に該当しており、『隣接する土地との一体利用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、○地区担当の○委員さんより、受付番号4番について、 調査報告をお願いいたします。
○○委員	では、報告いたします。 譲渡人は○さん、譲受人は○さんで、この土地を選ばれた理由は注文 分譲住宅地を作るという計画で、小学校、中学校と保育所とかの距離と かを考えたらこの場所がいいということで、この場所を決められたそう です。 で、10ページにある通りに、この宅地の方が○さんという方が所有し ておられます。 今現在○番地の○と○は、もう盛土をしてありまして、その理由も昭 和○年に○さんの祖父が、この土地をセットで買われたそうですが、ちょうど土地改良区の工事が終わってまだ8年経ってなかったことから、

[
	この○と○は名義変更ができなかったそうで、それがそのまま現在に至るそうです。
	その土地を買って、お金はもう払ってあるそうなので、この〇さんの 祖父が勝手に自己判断で盛土されたそうで、その後の〇さんのお父さん とかも農地法とかもよく知らないということでそのままにしたまま他 界されたそうで、この〇さんの方で、農地転用とか始末書を書かれて、 今回の申請に至るそうです。 土地の方も排水の方とかも、道路の方に用水が設置されているので用 排水とかも問題はないと思います。 以上で終わります。
会長	はい、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	この○と○というのは、もう盛土してあるということなんでしょう。その土地に家は何か建っているんですか。
○○委員	今はピンクの部分の方には何か小さい小屋みたいのは今建っている けど、この申請が下りたら、もうそれも崩して、ここの土地に3件ほど 注文住宅を建てる予定だそうです。
○○委員	なるほど。
会長	よろしいでしょうか。 受付番号4番について質問が無いようですので、受付番号5番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号5番は、譲渡人が○さんで、譲受人が○です。対象の農地は1筆で合計面積が○㎡となっており、使用賃貸のため転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから12ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第1種農地に該当しており、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	はい、受付番号5番については、私の方から現地調査の報告をさせ

	ていただきます。	
会長	○さんは 11 ページの地図にありますように、○に自宅がございまして、こちらを起点にして○といいますか、そういった商売をされておるんですが、自宅の方も手狭になってきたと、それからお客さんがとめる駐車スペースももうなくなってきたということで、今回自分の所有しておられる田んぼを転用して駐車場と、もう1つは息子さんの家をそこで建てたいというような希望で、今回の申請に至ったわけです。現状、この11ページの地図では載っておりませんけれども、12ページの公図によりますと、○はもうすでに宅地化といいますが、これは分筆されていなくて、現状の大体この上の真ん中ほどから縦1線に区分されていて、手前道路側については畑として使っておられます。そういったような関係で、水路を跨いだ形での出入りになるのかなということで、この辺については近隣の耕作者並びに町内会、その総代等の承諾も得ておられますので、問題はないかなというふうに見て参りました。耕作そのものは地図にもありますように、○さんが、その半分の田んぼを耕作しておられるということで、これ1枚約3反の田んぼであります。それを半分に仕切って使われるということであります。以上報告を終わります。	
会長	この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。	
○○委員	○さんはこんなところまできて田んぼできるのか。	
会長	○地区にも結構来でおられる。	
会長	ございませんでしょうか。 無いようですので、受付番号6番について、事務局より説明をお願 いします。	
事務局	受付番号6番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が○で賃借人が○です。対象の農地は7筆で合計面積が○㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから18ページをご覧ください。	

	Ţ	
	この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。	
会長	この件につきましては、○地区担当の○委員さんより、調査報告を お願いいたします。	
○○委員	申請番号 6番、一時転用になります。 ○地区のですね、位置図 13 番を見ていただければと思うのですが、こちら○の譲渡人の方から、譲受人○さんの形で、2年間の一時転用で砂利採取の計画で進めるとして申請が出ております。 当地区の関係で、担い手 5 団体、それと土地改良区 2 地区、及び自治会が 2 地区ですね、それと隣接の地権者の方 1 名、こちらの方の同意もすべて取られており、また○さんにおきましては、当地区において数ケ所、継続した形で丘の砂利採取をされており、大きな問題もないという形でお聞きしております。 あと排水関係、用排水について確認したところ、当該地区及び下野地区ですね、対応してるということでお話しをされておりますので、大きな問題は無いという形でご報告申し上げます。 以上です。	
会長	ただいまの受付番号6番の件につきまして、ご質問等ございません でしょうか。	
○○委員	土地改良区の2地区はどことどこなんですか。	
○○委員	○と○地区です。	
○○委員	地区委員会ですね。	
会長	他にございますでしょうか。 無ければ、受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。	
事務局	受付番号7番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が○さんで 賃借人が○です。対象の農地は2筆で合計面積が○㎡となっており、 砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については	

	、19ページから20ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』 という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	この受付番号7番について、○地区担当の○委員さんお願いします 。
○○委員	ご報告申し上げます。 申請番号7番一時転用という形で、○地区、譲渡人が○さん、譲受人が○さんという形です。 先ほどの報告と同じになるんですが、令和7年9月から令和9年8月の2年間の形で、砂利採取のために一時転用したいという形で申請を出されたということです。 当地区の方の担い手1団体、それと土改1地区、それと自治会、それと隣接の地権者3名、こちらの同意等も取られており、また、先ほどもお話しました通り、申請番号6番から西側の方に約1キロ離れた場所になるのですが、そちらの方で進めるという形でした。○さんにつきましては、先ほども申し上げました通り、地区の方で、数カ所砂利採取の工事を継続されており排水関係も含めて今のところ問題無く進んでいる中で進めますということですので、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの受付番号7番について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第11号について、受付番号4番、並びに5番、6番、7番の4件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。
全委員	≪挙手≫
会長	挙手が過半数以上でありますので、「異議なし」として、議案第11号 については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。

	今回は、協議事項はございません。		
	次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。		
事務局	報告事項説明		
	1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 4~7ページ		
	2) 全国農業新聞の普及状況	8~11ページ	
	3) 夏季座談会日程について	12ページ	
	4) 業務報告	13ページ	
	5) 視察研修について	別紙	
会長	ただいま事務局から説明がありました報告事項について、ご質問等ご		
	ざいませんでしょうか。		
会長	無いようでしたら、本日の案件は全て終了いたしました。これにて 総会を閉会したいと思います。		
	閉会の挨拶を職務代理さんからお願いいたします。		
職務代理			
	これから、早稲の刈り取りとかも始まります。怪我とかないように、 また来月の総会も、来月は時間も変則的なので、また間違えずに参加お 願いします。		
	以上で終わります。		
会長	どうもありがとうございました。		
	- 8月総会終了-		

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年8月12日

会長 唐島隆夫

議事録署名委員 中田栄信

13 番

山本克博

14 番